

支給要件確認フローチャート

すでにひとり親世帯分として子育て世帯生活支援特別給付金を受け取った方への支給はありません。ただし、家計急変者として該当する方や令和3年4月以降離婚された方などで要件を満たし、かつ給付金を受け取っていない対象児童がいる場合、今回の給付金に該当することがあります。

